焼 津 市 都 市 公 園

指定管理者　募集要項

令和８年 11 月

焼津市都市公園指定管理者募集要項

目　　次

１　指定管理者募集の目的.....1頁
２　施設の概要.....1頁
３　指定管理者が行う業務内容及び基準.....2頁
４　指定の期間.....2頁
５　市が支払う指定管理料.....2頁
６　施設の使用料に関する事項.....2頁
７　応募資格等.....3頁
８　指定管理者の募集及び選定等スケジュール.....4頁
９　募集要項及び仕様書の配布、応募説明会等.....4頁
10　申請の手続.....5頁
11　指定管理者の候補者の選定等.....7頁
12　指定管理者の指定及び協定に関する事項.....8頁
13　履行責任等に関する事項.....8頁
14　災害時における市及び地域との協力.....9頁
15　業務の継続が困難になった場合における措置.....9頁
16　業務の引受け、引継ぎ.....10頁
17　その他.....10頁
18　添付資料.....10頁
19　問い合わせ先.....10頁
（別記１）指定管理者を募集する都市公園.....11頁
（別記２）指定管理者を募集する都市公園位置図.....14頁
（別記３）焼津市都市公園指定管理者の候補者選定審査項目及び配点.....15頁
様式
（様式第１号）指定管理者指定申請書.....16頁
（様式第２号）焼津市都市公園指定管理者事業計画書.....17頁
（様式第３号）指定申請に係る誓約書.....33頁
（様式第４号）グループ応募構成届出書.....34頁
（様式第５号）現地説明会参加申込書.....36頁
（様式第６号）焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問書.....37頁

※　管理運営業務の内容及び基準等は、別冊の「焼津市都市公園指定管理者管理運営仕様書」を参照してください。

焼津市都市公園指定管理者募集要項

１　指定管理者募集の目的

都市公園は、都市環境の改善、防災、良好な景観の形成などに寄与するとともに、多様なレクリエーションやコミュニティ活動の場となるなど、都市の生活に不可欠な様々な機能や役割を担う社会資本であります。

多様な行政ニーズに対応したきめ細かな住民サービスを効果的かつ効率的に行うために、民間事業者又はNPO団体などの知識や実務能力を活用することを目的として、焼津市（以下「市」という。）においても平成19年４月から、都市公園の管理運営に関する業務を指定管理者に委ねています。

焼津市都市公園は、令和９年３月末日に第４期指定期間が満了することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び焼津市都市公園条例（昭和36年焼津市条例第25号。以下「都市公園条例」という。）第25条の２第１項の規定により、焼津市内の都市公園140箇所の管理運営に関する業務を行う第５期指定管理者を募集します。

２　施設の概要

(1)　名称及び所在地

指定管理者を募集する都市公園（別記１）及び、**指定管理者を募集する都市公園位置図（A3版）（別記２）**を参照してください。

(2)　施設の概要　　令和９年４月１日見込み

公園種別	箇所数	管理面積計（㎡）
街区公園	119	226,463
近隣公園	10	147,793
地区公園	2	75,249
総合公園	1	32,500
都市緑地	8	38,478
合計	140	520,483

※　ただし、都市公園の数、面積等の増減により施設数等が変更となる場合があります。

(3)　主要公園施設

園路及び広場、休養施設、遊戯施設、便益施設等。

なお、各公園の施設の詳細については、別冊の「焼津市都市公園指定管理者管理運営仕様書」（以下、「仕様書」という。）焼津市都市公園主要施設一覧表（別紙１）を参照してください。

３　指定管理者が行う業務内容及び基準

都市公園条例に定めるもののほか、業務内容及び基準等の詳細については、仕様書に定めるとおりとします。

４　指定期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間とします。

５　市が支払う指定管理料

(1)　指定管理料の上限額

指定期間に支払う指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は、以下に示す金額を上限としますので、当該上限額以下で焼津市都市公園指定管理者事業計画書（様式第２号）（以下、「事業計画書」という。）を策定し、提出してください。事業計画書の指定管理料欄には指定管理期間の総額及び各年度の内訳を記載してください。なお、当該上限額は消費税を 10％として算出しているため、消費税率等の税制の変更があった場合は、指定管理料を変更します。

指定管理料は、各年度（４月から翌年３月）の額を協定書に定め、四半期ごとに支払います。各年度の具体的な支払時期は、協議の上決定します。

５年間の指定管理料の上限額	1,055,000,000 円

(2)　指定管理料の変更

協定締結後は、過不足を生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めないこととします。

ただし、上記指定管理料の上限額は、今後の人件費・物価水準等の変動を見込んでいません。協定締結後にこれらに変動があった場合は、翌年度以降に指定管理料の見直しを行うものとします。また、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震等）その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により経費に増減があった場合には、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。

(3)　口座管理・区分経理

都市公園の指定管理者としての業務に係る経理は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理と、その他の法人等業務に係る経理は区分して整理してください。

６ 施設の使用料に関する事項

(1)　当施設は、利用料金制の適用はありません。

(2)　焼津市都市公園条例第 11 条の２の規定に基づく使用料の徴収は、指定管理者が行うこととします。事務の詳細は仕様書を参照してください。

(3)　指定管理者が企画・実施する事業収入は、指定管理者の収入となります。

7　応募資格等

(1)　応募資格

都市公園の維持管理、運営に関して能力のある法人等であり、焼津市内に活動拠点（事務所）のある者、又は置こうとする者とします。個人での応募は受け付けません。

また、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができません。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

エ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者。

オ　金融機関の取引停止処分がなされている者。

カ　法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

キ　次に掲げる法人等

(ｱ)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う者。

(ｲ)　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある者。

(ｳ)　暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者を役員に含む者。

(2)　複数の法人等による応募

管理業務を効果的かつ効率的に行うため必要な場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。

この場合において、次に掲げる事項に留意してください。

ア　それぞれの募集単位において、単独で応募する法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて、同時に構成員となることもできません。

イ　グループによる応募の場合には、あらかじめグループ応募構成届出書（様式第４号）により定められた代表団体が申請手続を行ってください。

８　指定管理者の募集及び選定等スケジュール

	内　　容	日　程　等
1	募集要項等の公開	11 月 11 日（水）
2	応募説明会	11 月 18 日（水）
3	質問書受付	11 月 11 日（水）～11 月 20 日（金）
4	質問書回答期日	11 月 27 日（金）
5	申請書類受付期間	11 月 11 日（水）～12 月２日（水）
6	焼津市指定管理者選定委員会による選考	12 月 25 日（金）
7	候補者の決定、通知、選定結果の公表	令和９年１月上旬（予定）
8	仮協定の締結	令和９年１月下旬（予定）
9	議会における議決	令和９年３月下旬（予定）
10	指定管理者の指定	令和９年３月下旬（予定）
11	協定の締結	令和９年３月下旬（予定）
12	指定管理者による管理の開始	令和９年４月１日（木）

９　募集要項及び仕様書の公開、応募説明会等

(1)　募集要項、仕様書の公開

ア　公開期間：令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 12 月２日（水）

イ　公開場所：焼津市ホームページ

https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/management/pub-property/shitei-kanri/status/index.html

(2)　応募説明会

ア　開催日時：令和８年 11 月 18 日（水）午前 10 時～11 時

イ　開催場所：焼津市役所本庁舎　３階　３Ａ会議室

（所在地：焼津市本町二丁目 16 番 32 号）

ウ　説明内容：募集要項及び仕様書の説明

エ　参加人数：１法人等につき３人以内

オ　申込方法：令和８年 11 月 17 日（火）までに現地説明会参加申込書（様式第５号）を記入のうえ、電子メールで提出してください。宛先は **19 問い合わせ先**を参照してください。

(3)　募集要項及び仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア　受付期間：令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 11 月 20 日（金）

イ　提出方法：焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問書（様式第６号)に質問事項を記載し､電子メールで提出してください。宛先は**19 問い合わせ先**を参照してください。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。令和８年 11 月 21 日（土）以降の質問については、応募の手続き方法を除き受付けないのでご注意ください。

ウ　回答方法：回答期日までに、ホームページ上で回答します。
ホームページアドレス
https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/management/pub-property/shitei-kanri/status/index.html

エ　回答期日：令和８年 11 月 27 日（金）

10　申請の手続

(1)　申請書類

申請時には、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

グループ申請の場合は､③の書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してください。

①　指定管理者指定申請書（様式第１号）

②　焼津市都市公園指定管理者事業計画書（様式第２号）

③　申請する法人等に関する書類

ア　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

イ　法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

ウ　印鑑登録証明書

エ　組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類

オ　事業計画書、収支予算書（直近１事業年度分）

カ　貸借対照表、損益計算書その他決算諸表等（直近２事業年度分）

キ　法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近２事業年度分)

ク　役員名簿及び履歴書

ケ　施設管理に関する業務実績を記載した書類

コ　諸規定類（就業規則、給与規程、決裁規程、会計規程等）

サ　指定申請に係る誓約書（様式第３号）

④　グループ応募構成届出書（様式第４号）（グループ申請の場合のみ）

⑤　その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本１部及び副本 13 部（副本は複写可）

(3) 申請書類の受付

① 受付期間　令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 12 月２日（水）

② 受付時間　午前８時 30 分～午後５時 15 分

③ 提出場所　焼津市都市政策部都市整備課（焼津市役所本庁舎５階）

④ 提出方法　持参にて提出してください。郵送による提出は認めません。

⑤ 提出期限　令和８年 12 月２日（水）　午後５時 15 分

(4) 申請書類の取扱い

① 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、市は、指定管理者の決定の公表その他市が必要と認める場合、申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

② 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、申請者が負うものとします。

③ 情報公開

指定管理者の候補者に選定されなかった法人等の申請書類は、非公開とします。

④ 返却

提出された書類は、返却しません。

⑤ 追加資料の提出

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 申請の留意事項

① 複数提案の禁止

申請１団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は１組とします。複数の提案はできません。

② 提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。

③ 費用負担

申請に必要な費用は、申請団体の負担とします。

④ 使用言語及び通貨単位

申請書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

⑤ 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を速やかに提出してください。

⑥ グループの構成団体の変更

グループ申請の場合、代表団体等及び構成団体等の変更は原則として認めません。

11　指定管理者の候補者の選定等

指定管理者の候補者は、選定の基準に基づき、焼津市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査のうえ選定します。なお、指定管理者の指定は、市議会の議決を経た後に市が行います。

(1) 選定の基準

選定基準、審査項目及び配点は、焼津市都市公園指定管理者の候補者選定審査項目及び配点（別記３）のとおりです。なお、審査の結果、配点６割に達しない場合は、指定管理者の候補者に選定されません。

(2) 選定の手続等

①　申請書類確認

応募資格について都市政策部都市整備課で確認します。

②　選定委員会

選定委員会で審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

申請者には選定委員会において、提出した事業計画書の内容等についてヒアリングを受けていただきます。ヒアリングは、提出した事業計画書等の内容を申請者から選定委員会委員に説明していただいた後に、選定委員会委員の質問に回答していただく方法で実施します。

開催時期は令和８年 12 月 25 日（金）を予定しておりますが、場所、時間及び実施方法等の詳細は、申請者に別途通知します。

③　選定結果の通知・公表

指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者へ通知します。また、焼津市のホームページで公表します。

(3)仮協定の締結

選定後、候補者は市と仮協定を締結していただきます。

(4)選定審査対象からの除外

以下に該当する申請者は選定審査対象から除外します。

①　選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
②　選定委員会委員及び関係者に個別で接触した場合
③　提出書類に虚偽又は不正があった場合
④　募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
⑤　応募書類の提出期限を経過してから応募書類が提出された場合
⑥　応募書類の提出期限後に事業計画の内容を変更した場合
⑦　その他不正な行為があった場合

(5)再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となった者から

順に候補者を選定することとします。

12　指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、市議会での議決を経た後、指定管理者として指定し、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた法人等は、市と都市公園の管理に関する事項等を定めた協定を締結します。協定の主な内容は次のとおりです。

① 指定期間に関する事項
② 業務の範囲及び内容に関する事項
③ 使用の許可等に関する事項
④ 指定管理料に関する事項
⑤ 事業計画に関する事項
⑥ 事業報告及び業務報告に関する事項
⑦ モニタリング等の実施に関する事項
⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
⑨ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等

(3) 指定に係る留意事項

① 指定管理者の候補者となっている法人等が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しない場合があります。

② 協定の締結前であっても、指定管理者の指定を受けた法人等が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規程に該当することとなった場合は、指定を取り消すことがあります。

③ 指定管理者の指定について、市議会の議決が得られなかった場合若しくは否決された場合又は指定が受けられなかった場合若しくは指定を取り消された場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理者に係る業務の準備等のために支出した費用等については、当該法人等の負担とします。

13　履行責任等に関する事項

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により都市公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

(2) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。ただし、そ

の損害が市の責めに帰すべき場合又は市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

14　災害時における市及び地域との協力

指定管理者は、常時から災害に対応できる体制を整備し、災害時及び防災訓練時において、市及び地域との協力を行っていただきます。また、当該施設には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づく避難施設なども含まれているため、災害発生時や緊急時は施設の開放をしていただきます。

15　業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、市は指定管理者の指定の取消しを行うことができます。その場合において、指定管理者に損害が生じても、市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

① 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合
② 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
③ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
④ 指定管理者の経営状況の悪化等により、事業の履行が困難であると認められる場合
⑤ 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者の信用失墜行為が認められる場合
⑥ その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申し出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が生じた場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりませんが、不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議することができるものとします。その協議の結果、事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができます。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

市は定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(4) 指定の取消し等に係る市及び利用者への損害賠償

指定管理者が(1)又は(3)の事由によって指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を受けた場合、これにより市及び施設の利用者に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

16 業務の引受け、引継ぎ

(1) 業務の引受け等

指定管理者は、指定管理の開始までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引受け、研修等を行うものとします。

(2) 業務の引継ぎ

指定の終了に際しては、市の承諾を得た場合を除き、施設を原状に回復して、市に施設、備品及び必要な書類、データ等（自主事業に関する書類、データ等を含む。）を引き渡すとともに、市又は次期指定管理者と十分に業務引継ぎを行うものとします。

17 その他

(1) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

(2) その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、指定管理料及び使用料、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや詳細な取決めについては、協定で定めるものとします。

18 添付資料

(1) 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 16 年焼津市条例第 18 号)

(2) 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 16 年焼津市規則第 17 号)

(3) 焼津市都市公園条例（昭和 36 年焼津市条例第 25 号)

(4) 焼津市都市公園条例施行規則（昭和 55 年焼津市規則第 12 号)

19 問い合わせ先

(1) 所在地　〒425-8502　静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号

(2) 担当部署　焼津市都市政策部都市整備課公園緑化担当(本庁舎５階)

(3) 電話番号　054-626-2165（直通）

(4) e-mail　toshiseibi@city.yaizu.lg.jp

(5) ホームページ　http://www.city.yaizu.lg.jp

指定管理者を募集する都市公園

令和９年４月１日見込み

種類		種別	箇所数	管理番号	名称	所在地	面積	開設年月日
基幹公園	都市基幹公園	総合公園	1	1	石津浜公園	石津2420	32,500	S36.12.27
			1箇所			合計面積	32,500㎡	
	住区基幹公園	地区公園	1	77	石津西公園	石津二丁目11-1	42,005	H17.3.25
			2	79	大覚寺公園	大覚寺三丁目3	33,244	H19.3.20
			2箇所			合計面積	75,249㎡	
		近隣公園	1	2	元焼津公園	焼津二丁目7	11,176	S40.10.7
			2	4	田尻北公園	田尻北1284	14,007	S48.6.22
			3	7	中公園	駅北五丁目10	12,014	S52.3.31
			4	20	松原公園	田尻北698	16,221	S55.4.5
			5	31	小川公園	南小川二丁目17-1	19,641	S56.6.26
			6	32	石津中央公園	石津中町13－1	11,589	S56.6.26
			7	45	竪小路公園	西小川三丁目71	11,080	H1.7.1
			8	49	八楠公園	八楠四丁目4-41	14,199	H4.9.16
			9	50	清見田公園	三ケ名1626	20,325	H4.9.16
			10	111	河原富士見公園	中根新田1360	17,541	H23.3.30
			10箇所			合計面積	147,793㎡	
		街区公園	1	3	塩津公園	栄町六丁目10	3,118	S40.10.7
			2	5	石脇公園	石脇上77	6,690	S48.6.22
			3	6	赤塚川公園	焼津三丁目12-4	1,710	S48.6.22
			4	8	中根公園	中根新田49-1	7,445	S52.3.31
			5	9	上荒田公園	西小川二丁目36	1,799	S52.3.31
			6	10	すみれ台中央公園	すみれ台二丁目914	1,701	S52.3.31
			7	11	すみれ台西公園	すみれ台一丁目672	822	S52.3.31
			8	12	小石川公園	栄町一丁目9	2,245	S52.3.31
			9	13	青峰公園	鰯ヶ島251	3,081	S52.3.31
			10	14	越後島団地公園	越後島476-42	353	S52.3.31
			11	15	坂本団地1号公園	坂本473-1	298	S52.3.31
			12	16	坂本団地2号公園	坂本468-1	140	S52.3.31
			13	17	旭団地公園	坂本410-20	362	S52.3.31
			14	18	治長請所公園	治長請所195	864	S52.3.31
			15	19	駅前小公園	栄町四丁目6	838	S52.3.31
			16	21	小川北公園	西小川一丁目29	3,730	S55.4.5
			17	22	港公園	石津港町42-1	2,499	S55.4.5
			18	23	牛田橋公園	大栄町三丁目3-1	2,793	S55.4.5
			19	24	すみれ台東公園	すみれ台二丁目1143	1,087	S55.4.5
			20	25	和田団地公園	田尻2526-42	782	S55.4.5
			21	26	小浜団地公園	小浜208-61	418	S55.4.5
			22	27	惣右衛門団地公園	惣右衛門1147	949	S55.4.5
			23	28	大住1号団地公園	大住49-23	157	S55.4.5
			24	29	大住2号団地公園	大住18-21	245	S55.4.5
			25	30	小土団地公園	小土257-9	431	S55.4.5
			26	33	小川東公園	東小川一丁目14	1,168	S56.6.26
			27	34	前の川公園	石津向町2-1	2,500	S57.3.8
			28	35	本郷公園	大村一丁目4	2,434	S58.3.19
			29	36	焼津北公園	駅北二丁目5-6	2,041	S58.3.19
			30	37	大村公園	大栄町一丁目10-1	2,203	S58.3.19
			31	38	石津岡公園	石津向町24-1	2,701	S60.4.12
			32	39	保福島公園	保福島1	2,851	S60.4.12
			33	40	宮ノ上公園	大村三丁目4	1,498	S60.4.12
			34	42	左口森公園	小川新町四丁目1888	1,046	S63.6.2
			35	43	山ノ鼻公園	坂本516	730	S63.6.2
			36	44	宮の森公園	大村三丁目7-2	2,118	S63.6.2
			37	46	大島中公園	大島735-164	1,541	H1.7.1
			38	47	新屋公園	本町二丁目11-1	1,479	H3.1.24
			39	48	八反田公園	東小川三丁目1238-2	1,438	H3.1.24
			40	51	小川一丁田公園	西小川五丁目96	1,998	H4.9.16
			41	52	本町南公園	本町六丁目612-1	516	H4.9.16
			42	53	祢宜島団地公園	祢宜島202-12	145	H4.9.16
			43	54	西小路公園	西小川六丁目60	1,798	H4.9.16
			44	55	加茂公園	八楠一丁目4-41	1,499	H4.9.16

指定管理者を募集する都市公園

令和９年４月１日見込み

種　類		種　別	箇所数	管理番号	名　称	所　在　地	面　積	開設年月日
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	45	56	中港公園	中港五丁目463	1,264	H4.9.16
			46	57	天白公園	八楠二丁目4-22	599	H4.9.16
			47	60	三ヶ名団地公園	三ケ名647-25	799	H5.2.24
			48	61	八楠一丁田公園	八楠二丁目4-51	2,499	H6.2.14
			49	62	宮前公園	東小川五丁目49	1,400	H6.2.14
			50	63	高松公園	東小川七丁目64	2,638	H6.2.14
			51	64	くすのき公園	八楠三丁目4-51	2,400	H7.3.31
			52	65	芝原公園	西小川四丁目51	2,001	H8.5.22
			53	66	柳公園	西焼津18-4	1,607	H8.5.22
			54	67	蔵小路公園	東小川六丁目60	1,500	H9.3.27
			55	68	大坪公園	八楠二丁目4-70	998	H9.3.27
			56	70	小屋敷公園	西焼津4-19	1,902	H10.3.31
			57	71	中新田団地公園	中新田868-28	237	H11.10.1
			58	72	中川原公園	東小川八丁目37	2,499	H12.3.30
			59	73	みどりヶ丘公園	大村二丁目4-83	2,800	H13.3.30
			60	74	浜田公園	田尻2140-2	2,597	H13.8.29
			61	75	横須賀公園	田尻2492	4,320	H13.8.29
			62	76	西阿原団地公園	石脇上685-19	262	H14.3.14
			63	78	天王の杜公園	焼津五丁目636－15	1,265	H17.3.25
			64	80	立通り公園	東祢宜島23-1	1,658	H20.3.31
			65	81	三ヶ名西小公園	三ヶ名368-19	135	H20.3.31
			66	82	若宮公園	大村二丁目14-22	331	H20.6.6
			67	84	下小杉児童公園	下小杉480-1	3,156	H2.4.1
			68	85	上小杉住生協公園	上小杉887-95	2,603	H2.4.1
			69	86	つつじ平公園	上泉612	2,836	H2.4.1
			70	87	高新田鶴巻公園	高新田316-3	860	H2.4.1
			71	88	宗高児童公園	宗高384-1	3,187	H2.4.1
			72	89	高新田児童公園	高新田2170-3	1,064	H4.9.21
			73	90	上小杉児童公園	上小杉111-4	3,614	H7.4.1
			74	91	下江留ふれあい公園	下江留1063-1	3,842	H8.4.1
			75	92	富士見公園	上泉352-3	4,529	H8.6.11
			76	93	ゆうゆう公園	下江留1343-1	1,997	H11.3.18
			77	94	吉永コミュニティパーク	吉永492-7	344	H8.4.1
			78	95	臨港北公園	利右衛門1696-9	3,925	H14.4.1
			79	96	臨港南公園	利右衛門1623-9	10,166	H14.4.1
			80	97	上新田北公園	上新田110-1	2,485	H15.4.1
			81	98	高新田平公園	高新田2326-1	5,818	H16.4.1
			82	99	宗高さくら公園	宗高1207-4	3,370	H17.10.1
			83	100	えづみ公園	下江留1893	3,488	H18.4.1
			84	101	宗高中央公園	宗高810-4	4,846	H19.4.1
			85	102	上新田公園	上新田818-1	4,647	H19.4.1
			86	103	下小田団地公園	下小田601-17	150	H21.7.15
			87	104	上泉公園	上泉705-1	4,599	H22.3.24
			88	105	大島中央公園	大島647-6	3,523	H22.3.24
			89	106	秋葉公園	大村二丁目4-64	2,141	H22.3.24
			90	107	与惣次公園	与惣次一丁目22-1	1,999	H22.3.24
			91	108	藤守公園	藤守689-1	957	H23.3.30
			92	109	つつじ平小公園	上泉612-182	960	H23.3.30
			93	110	大覚寺2号公園	大覚寺二丁目4	2,501	H23.3.30
			94	112	下小田公園	下小田上町8-1	1,998	H24.3.30
			95	113	小土団地小公園	小土278-9	177	H24.3.30
			96	114	下江留団地公園	下江留2230-30	150	H24.3.30
			97	115	寺島公園	東祢宜島8-1	1,999	H25.3.29
			98	116	東小川1号公園	東小川四丁目17	4,799	H26.3.31
			99	117	大覚寺1号公園	大覚寺一丁目4	2,499	H26.3.31
			100	118	本町地区ポケットパーク	本町三丁目897-35	304	H26.3.31
			101	119	市役所前ポケットパーク	本町二丁目843-2	396	H27.3.31
			102	120	三ケ名公園	三ヶ名419-1	859	H27.3.31
			103	123	北道原公園	黒石二丁目11-1	1,999	H29.3.31
			104	124	永久保公園	黒石一丁目6-1	1,999	H30.3.30

指定管理者を募集する都市公園

令和９年４月１日見込み

種類		種別	箇所数	管理番号	名称	所在地	面積	開設年月日
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	105	125	小土道東小公園	小土38-26	148	H30.3.30
			106	126	五ケ堀之内道北小公園	五ケ堀之内221-17	139	H30.3.30
			107	127	大住中島小公園	大住719-1	207	H30.3.30
			108	128	北川原公園	石津三丁目29-1	2,846	H31.3.28
			109	129	三右衛門新田宮下小公園	三右衛門新田254-11	150	H31.3.28
			110	130	五ケ堀之内道北公園	五ケ堀之内290-4	160	H31.3.28
			111	131	塩津寺下小公園	塩津122-7	151	H31.3.28
			112	132	下雨垂公園	与惣次二丁目1-1	2,500	R2.3.12
			113	133	助三島公園	与惣次一丁目7-1	1,999	R2.3.12
			114	134	小土道東公園	小土326-25	227	R2.3.12
			115	137	小土道東１号公園	小土399-7	153	R3.6.8
			116	138	小土道東２号公園	小土182-12	224	R3.8.20
			117	140	大住横上小公園	大住238-8	226	R5.1.19
			118	142	五ケ堀公園	五ケ堀之内1111	4,305	R8.4.1
			119	143	三右衛門新田東段小公園	三右衛門新田606-2	270	R8.4.1
			119 箇所			**合計面積**	**226,463 ㎡**	
都市緑地			1	41	浜ノ堀緑地	本町四丁目909-8	1,182	S60.4.12
			2	58	栃山川自然生態観察公園	中根新田1470	11,401	H4.9.16
			3	59	栃山川緑地公園	大島228-2	13,005	H4.9.16
			4	69	瀬戸川緑地	駅北四丁目14-24	11,533	H10.3.31
			5	121	東小川3号緑地	東小川三丁目1469-1	64	H27.3.31
			6	122	東小川1号緑地	東小川四丁目1504-5	371	H28.3.31
			7	135	小川南緑地	南小川一丁目19-1	451	R2.3.12
			8	136	前の川石津緑地	石津四丁目13-1	471	R2.3.12
			8 箇所			**合計面積**	**38,478 ㎡**	

種類		種別	箇所数	面積
基幹公園	都市基幹公園	総合公園	1	32,500
	住区基幹公園	地区公園	2	75,249
		近隣公園	10	147,793
		街区公園	119	226,463
都市緑地			8	38,478
合計			140	520,483

焼津市都市公園

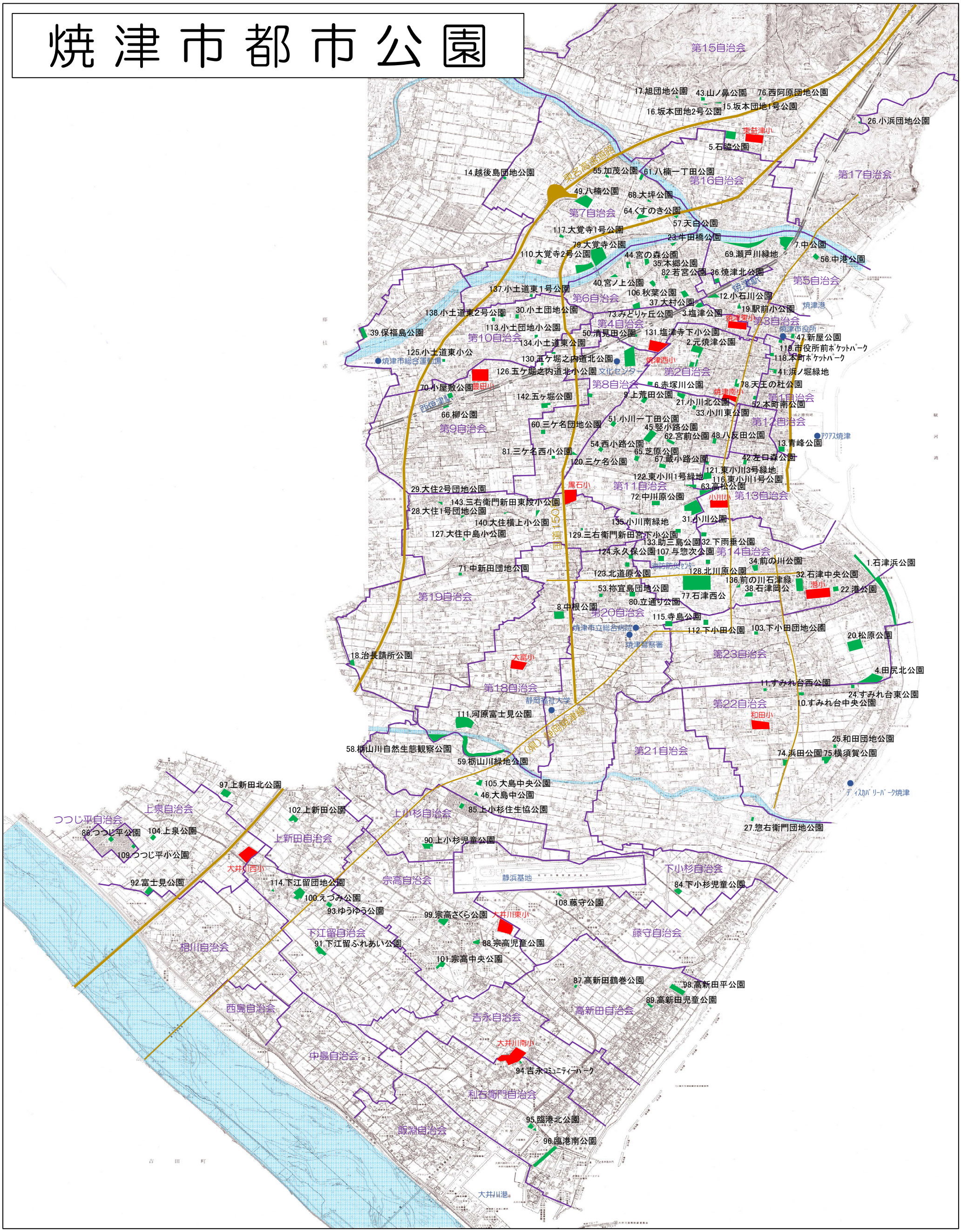
第15自治会
17.旭団地公園
43.山ノ鼻公園
76.西阿原団地公園
16.坂本団地2号公園
15.坂本団地1号公園
26.小浜団地公園
東益津小
5.石脇公園
東名高速道路
14.越後島団地公園
55.加茂公園
61.八楠一丁目公園
第16自治会
第17自治会
49.八楠公園
68.大坪公園
第7自治会
64.くすのき公園
57.天白公園
117.大覚寺1号公園
23.牛田橋公園
79.大覚寺公園
7.中公園
110.大覚寺2号公園
44.宮の森公園
69.瀬戸川緑地
56.中港公園
35.本郷公園
82.若宮公園
36.焼津北公園
第5自治会
40.宮ノ上公園
焼津駅
137.小土道東1号公園
106.秋葉公園
12.小石川公園
第6自治会
37.大村公園
焼津港
138.小土道東2号公園
30.小土団地公園
73.みどりヶ丘公園
3.塩津公園
19.駅前小公園
焼津東小
第4自治会
第3自治会
113.小土団地小公園
焼津市役所
39.保福島公園
50.清見田公園
131.塩津寺下小公園
47.新屋公園
第10自治会
134.小土道東公園
2.元焼津公園
118.市役所前ポケットパーク
125.小土道東小公
焼津市総合運動場
130.五ケ堀之内道北公園
焼津西小
118.本町ポケットパーク
126.五ケ堀之内道北小公園
文化センター
第2自治会
41.浜ノ堀緑地
第8自治会
6.赤塚川公園
78.天王の杜公園
70.小屋敷公園
豊田小
142.五ケ堀公園
9.上荒田公園
焼津南小
第1自治会
21.小川北公園
52.本町南公園
西焼津駅
66.柳公園
33.小川東公園
第9自治会
60.三ケ名団地公園
51.小川一丁田公園
第12自治会
45.竪小路公園
62.宮前公園
48.八反田公園
アクアス焼津
54.西小路公園
13.青峰公園
81.三ケ名西小公園
65.芝原公園
120.三ケ名公園
67.蔵小路公園
42.左口森公園
121.東小川3号緑地
122.東小川1号緑地
116.東小川1号公園
29.大住2号団地公園
黒石小
第11自治会
63.高松公園
72.中川原公園
小川小
第13自治会
143.三右衛門新田東段小公園
28.大住1号団地公園
31.小川公園
140.大住横上小公園
135.小川南緑地
127.大住中島小公園
129.三右衛門新田宮下小公園
国道150号
133.助三島公園
32.下雨垂公園
124.永久保公園
107.与惣次公園
第14自治会
34.前の川公園
1.石津浜公園
71.中新田団地公園
消防防災センター
123.北道原公園
128.北川原公園
136.前の川石津緑
32.石津中央公園
港小
53.祢宜島団地公園
38.石津西公
22.港公園
第19自治会
77.石津西公
80.立通り公園
8.中根公園
第20自治会
115.寺島公園
焼津市立総合病院
112.下小田公園
103.下小田団地公園
20.松原公園
焼津警察署
18.治長請所公園
第23自治会
大富小
4.田尻北公園
11.すみれ台西公園
第18自治会
24.すみれ台東公園
静岡福祉大学
第22自治会
10.すみれ台中央公園
111.河原富士見公園
和田小
(県)静岡焼津線
25.和田団地公園
58.栃山川自然生態観察公園
第21自治会
74.浜田公園
75.横須賀公園
59.栃山川緑地公園
ディスカバリーパーク焼津
97.上新田北公園
105.大島中央公園
46.大島中公園
上泉自治会
102.上新田公園
85.上小杉住生協会
上小杉自治会
つつじ平自治会
86.つつじ平公園
104.上泉公園
27.惣右衛門団地公園
上新田自治会
90.上小杉児童公園
109.つつじ平小公園
大井川西小
84.下小杉児童公園
92.富士見公園
114.下江留団地公園
宗高自治会
静浜基地
100.えづみ公園
108.藤守公園
93.ゆうゆう公園
99.宗高さくら公園
大井川東小
下江留自治会
藤守自治会
91.下江留ふれあい公園
88.宗高児童公園
相川自治会
101.宗高中央公園
87.高新田鶴巻公園
98.高新田平公園
89.高新田児童公園
西島自治会
吉永自治会
高新田自治会
大井川南小
中島自治会
94.吉永コミュニティーハーク
利右衛門自治会
95.臨港北公園
飯淵自治会
96.臨港南公園
吉田町
大井川港

別記３

焼津市都市公園指定管理者の候補者選定審査項目及び配点

１　選定基準

(1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 都市公園施設としての目的に合致した事業計画書であること。

２　審査項目及び配点

上記選定基準に基づき、以下による審査項目により審査します。

区　分		評価項目		事業計画書等関係様式（項目）	配点	
		大項目	中項目		中項目	大項目
提案内容	1	基本的な考え方	(1)施設の性格や目的等に合致した方針があること	提案書１	5	15
	2		(2)利用者の平等かつ公平な利用が確保されていること	提案書２	5	
	3		(3)施設の効用が最大限発揮されていること	提案書３	5	
	4	団体の経営状態（経営の健全性）		団体概要、財務諸表等	10	10
	5	事業計画	(1)施設管理運営の実施方針（合目的性）	提案書４	5	60
			(2)事業への具体的な取り組み方（機能性、独創性）	提案書５	15	
			(3)施設の運営体制や組織（責任性、実行性）	提案書６	10	
			(4)適正な管理や経理（明瞭性、規律性）	提案書７	5	
			(5)安全管理、緊急時等の対応（安全性）	提案書８	15	
			(6)環境、障がい者等への配慮（社会性）	提案書９	5	
			(7)過去の実績等	提案書10	5	
	6	収支計画		提案書11、12	5	5
	7	提案事項		提案書13	10	10
合計					100	

焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
別記様式（第３条関係）

指定管理者指定申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）焼　津　市　長

所在地
申請者　名称
代表者　　印

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

１　公の施設の名称
　焼津市都市公園　140 箇所

２　添付書類
(1) 事業計画書
(2) 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに類する書類
(3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
(4) この申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る経営状況を示す書類
(5) その他市長が必要と認める書類

様式第２号

焼津市都市公園指定管理者事業計画書

団体名 （グループ名）	
代表者名	
団体所在地	〒
電話番号	
e-mail	
担当者	【支所/支店等】 【住所・連絡先】 【所属】 【氏名】

グループの場合は下欄に構成団体を記入してください。

通番	団体名	代表者名
1		
2		
3		

※必要に応じて欄を加えてください。

＜指定管理料＞　※指定期間（５年間）の総額

受託金額 （円）									

（年度別内訳）

年度	指定管理料
令和９年度	円
令和 10 年度	円
令和 11 年度	円
令和 12 年度	円
令和 13 年度	円

※提案書１～13 を添付してください。

事業計画書（目次）

１　基本的な考え方
(1)【提案書１】管理運営の総合的な基本方針.....19 頁
(2)【提案書２】利用者の平等かつ公平な利用の確保について.....20 頁
(3)【提案書３】施設の効用を最大限発揮させる方策等について.....21 頁

２　事業計画
(1)【提案書４】施設管理運営の実施方針.....22 頁
(2)【提案書５】事業への具体的な取り組み.....23 頁
(3)【提案書６】施設の運営体制や組織.....24 頁
(4)【提案書７】適正な管理や経理.....25 頁
(5)【提案書８】安全管理、緊急時等の対応.....26 頁
(6)【提案書９】環境、障がい者等への配慮.....27 頁
(7)【提案書10】過去の実績等.....28 頁

３　管理運営経費
(1)【提案書11】管理運営経費の考え方.....29 頁
(2)【提案書12】収支計画書.....30 頁

４　追加提案
(1)【提案書 13】提案事項.....31 頁

【提案書１】管理運営の総合的な基本方針

・施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営の方針について記載してください。

【提案書２】利用者の平等かつ公平な利用の確保について

・利用者の平等かつ公平な利用の確保について記載してください。

【提案書３】施設の効用を最大限発揮させる方策等について

・施設の効用を最大限発揮させる方策等について記載してください。

【提案書４】施設管理運営の実施方針

・管理運営、施設設備の維持管理業務等に関する実施方針を記載してください。 ・指定期間における業務の事業計画及び年度計画を記載してください。 ・業務の第三者委託の有無及び実施方針について記載してください。また、具体的に予定しているものがあれば委託先及び委託業務内容を記載してください。 ・利用者の苦情、意見等への対応について記載してください。

【提案書５】事業への具体的な取り組み

・指定管理期間における業務の事業計画及び年度計画を記載してください。 ・指定管理業務実施の具体的内容を記載してください。 ・利用者の苦情、意見等への対応について記載してください。

【提案書６】施設の運営体制や組織

・組織図とその特色について記載してください。 ・組織に記載された職員の雇用関係、勤務体制、保有資格、技術等について記載してください。 ・人員配置、人数、採用計画等について記載してください。 ・従業員の能力向上の方策について記載してください。

【提案書７】適正な管理や経理

・事務処理や会計処理の方法について記載してください。 ・日報、事業報告書等の作成について記載してください。 ・各種帳票や台帳の整備について記載してください。 ・DX 推進の取り組み等について記載してください。

【提案書８】安全管理、緊急時等の対応

・安全対策（事故、火災、災害、犯罪、感染症等）について記載してください。 ・事故や災害時等の緊急時の対応、連絡体制、関係機関等への通報等について記載してください。 ・損害賠償等のリスク対応について記載してください。 ・秘密保護、個人情報の保護措置等について記載してください。

【提案書９】環境、障がい者等への配慮

・省エネルギー対策、環境負荷の軽減等について記載してください。 ・周辺環境や地域住民等への配慮について記載してください。 ・障がい者、高齢者等への配慮について記載してください。

【提案書 10】過去の実績等

・過去５年以内に取り組まれた都市公園施設の管理運営業務や、その類似業務の実績について記載してください。

【提案書 11】管理運営経費の考え方

・５年間の指定管理期間を通した収支の方針について記載してください。 ・業務内容に応じた収支の計画について記載してください。

【提案書 12】収支計画書

団体名：　　（単位：千円）

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	合計
収入科目	指定管理料						
	その他収入						
収入合計（A）		0	0	0	0	0	0
支出科目	人件費						
	消耗品費						
	燃料費						
	印刷製本費						
	光熱水費						
	修繕料						
	通信運搬費						
	広告料						
	手数料						
	委託料						
	使用料及び賃借料						
	備品購入費						
支出合計（B）		0	0	0	0	0	0

※　科目は例示です。適宜、追加・修正してください。

※　消費税及び地方消費税（税率 10%）を含んだ額を記入してください。

※　積算内訳を別紙（様式は自由。ただし、Ａ４縦、横書き）に示してください。

【提案書 13】提案事項

・自主事業の具体的内容（サービスメニュー、参加料等を含む）を記載してください。 ・自主事業の収支に関する内容も記載してください。 ・その他、提案する事項があれば記載してください。

【提案書 13】提案事項

自主事業予算書

団体名：　　（単位：千円）

事　業　名							
事業概要（実施年度、実施回数、募集対象、募集人数等）							
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	合計
収入科目							
収入合計(A)		0	0	0	0	0	0
支出科目							
支出合計(B)		0	0	0	0	0	0
収支(A)－(B)		0	0	0	0	0	0

※　各自主事業ごとに作成してください。

※　収入科目例（参加料等）　支出科目例（講師謝金・会場使用料）

※　積算内訳を別紙（様式は自由。ただし、Ａ４縦、横書き）に示して下さい。

様式第３号

指定申請に係る誓約書（法人等）

年　　月　　日

（宛先）焼津市長

所在地
申請者　名　称
代表者　　印

焼津市都市公園指定管理者の指定申請を行うに当たり、下記に掲載した事項及び提出書類の内容は事実に相違ありません。

記

焼津市都市公園指定管理者募集要項「７応募資格等（1)応募資格」に関して、応募資格の制限に係る項目には該当しません。

様式第４号（1/2）

グループ応募構成届出書

年　　月　　日

（宛先）焼津市長

グループ名
代 表 団 体　所在地
団体名
代表者名　　印

焼津市都市公園の指定管理者に応募するため、次の団体はグループを構成し、焼津市との間における下記の事項に関する権限を代表団体（者）に委任して申請します。

指定管理者に指定された場合は、各構成団体は焼津市都市公園の指定管理者としての業務の遂行及びこれに伴うグループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの名　　称		
グループの所　在　地		
グループの代 表 団 体（受任者）	所在地 団体名 代表者名	 印
グループの構 成 団 体（委任者）	所在地 団体名 代表者名	 印
グループの構 成 団 体（委任者）	所在地 団体名 代表者名	 印
委 任 事 項	１．指定管理者の指定の申請に関する一切の権限 ２．焼津市との協定締結に関する一切の権限 ３．経費の請求受領に関する一切の権限 ４．契約の締結及び履行に関する一切の権限 ５．その他、上記に付随する一切の権限	

※　記入欄が不足する場合は、欄を追加してください。

※　団体間で締結した協定書（これに準ずるものを含む）の写しを添付してください。

なお、団体間で協定の締結を行っていない場合は、協定書（案）を作成し添付してください。

様式第４号（2/2）

グループにおいて、担当する業務分担等各構成団体の役割や責任体制について、簡潔に記入してください。（別紙可）

様式第５号

現地説明会参加申込書

焼津市都市公園における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

年　　月　　日

（宛先）焼津市長

（提出者）
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者氏名
（担当者）
担当部署
氏名
電話番号
E-mail

説明会出席者名簿

担当部署（社名）	氏名

様式第６号

年　　月　　日

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問書

宛　先：焼津市都市政策部都市整備課

e-mail：toshiseibi@city.yaizu.lg.jp

団体名	所在地	担当者役職、氏名、電話番号

（注１）　質問に対する回答は、市ホームページへの掲載により回答及び公開をします。

（注２）　受付期間　令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 11 月 20 日（金）

（注３）　提出方法　電子メール

質問内容